

情報通信審議会 電気通信事業政策部会（第87回）議事録

- 1 日時 令和8年1月23日（金）15:00～15:30
- 2 場所 Web会議による開催
- 3 出席者
 - （1）委員（敬称略）
岡田 羊祐（部会長）、大橋 弘（部会長代理）、浅川 秀之、
石井 夏生利、高橋 利枝、藤井 威生（以上6名）
 - （2）専門委員（敬称略）
大谷 和子（以上1名）
 - （3）総務省
＜総合通信基盤局＞
・電気通信事業部
平松 寛代（基盤整備促進課長）
 - （4）事務局
岡本 邦彦（情報流通行政局情報通信政策課総合通信管理室課長補佐）
- 4 議 題
議決案件
「最終保障提供責務の導入等に伴う基礎的電気通信役務制度の在り方」
について

【令和7年7月4日付け諮問第1242号】

開 会

- 岡田部会長　それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進めてまいります。本日の議題は、議決案件1件でございます。

議決案件

「最終保障提供責務の導入等に伴う基礎的電気通信役務制度の在り方」について

【令和7年7月4日付け諮問第1242号】

- 岡田部会長　令和7年7月4日付け諮問第1242号「最終補償提供責務の導入等に伴う基礎的電気通信役務制度の在り方」について審議いたします。

それでは、ユニバーサルサービス政策委員会の大谷主査及び委員会事務局から御説明をお願いいたします。

- 大谷主査　ユニバーサルサービス政策委員会主査の大谷でございます。

昨年7月4日に諮問いただいた「最終保障提供責務の導入等に伴う基礎的電気通信役務制度の在り方」につきまして、委員会における現時点での調査検討の結果を二次報告書案として取りまとめておりますので、御報告させていただきます。

まず、これまでの経緯について御説明を申し上げます。昨年の諮問におきまして、総務大臣より、次の3項目に関する答申のお求めがございました。

第1に最終保障提供責務の導入等に向けて検討が必要な事項、第2に電話のユニバーサルサービス制度に関する事項、そして、第3にブロードバンドのユニバーサルサービス制度に関する事項、以上3点を踏まえまして、これらの事項のうち、現行の電話のユニバーサルサービス制度に関する事項を中心としまして、ユニバーサルサービス政策委員会の下に設置された、ユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等に関するワーキンググループにおきまして、集中的に議論を行ってまいりました。

具体的には、まず、令和7年度以降の電話の交付金の算定方法、そして、災害時用公衆電話の補填の開始に関する事項及び具体的な補填額の算定方法、こちらの2点につきまして、事業者などからのヒアリングを行い、また、論点ごとの議論を積み重ねてまいりました。また、ブロードバンドのユニバーサルサービス制度につきましては、令和4

年改正法の施行後3年の施行状況等の検討に向けまして、事業者からのヒアリングを行い、検討すべき事項について議論を行いました。今般の二次報告書は、これらの議論を踏まえまして、今後の検討の方向性を整理したものとなっております。

それでは、報告書の内容について、詳細は事務局からの御説明をお聞きいただければと思います。

○隅田基盤整備促進課課長補佐 事務局の基盤整備促進課の隅田と申します。

大谷主査、ありがとうございます。この中身につきまして、私と、当課の望月から、説明させていただきたいと思います。

資料87-1-2の概要資料に基づいて説明をさせていただきたいと思います。

1ページ目を御覧ください。検討の経緯などをまとめているページになります。大谷主査からの御報告と被る部分もあり恐縮ですが、上のオレンジの枠内の1ポツ目について、まず昨年、令和7年5月に、電気通信事業法とNTT法の一部改正法が成立したことを受けて、昨年7月に、情報通信審議会に対して、下記の3事項を諮問させていただきました。

電話とブロードバンドのユニバーサルサービス制度について、その下の1にございますとおり、新たに設けられた最終保障提供責務制度の制度整備に向けた検討をまずお願いするとともに、その下、2、3にございますとおり、電話とブロードバンドの現行のユニバーサルサービス制度の見直しなどについて諮問をさせていただきました。

2の電話のユニバーサルサービス制度の関係については、具体的には、(1)令和7年度以降の電話の交付金、現行の交付金制度に基づく交付金の算定方法をどうするのかということ、(2)災害時用公衆電話について補填を開始するのかどうか、補填を開始するのであればその具体的な補填額の算定方法をどうするのかということについて、検討をお願いしておりました。

この2の電話のユニバーサルサービス制度に関する事項については、令和8年3月に答申をいただく予定でしたので、2ポツ目にございますとおり、この諮問を受けて、電気通信事業政策部会の下に設置されているユニバーサルサービス政策委員会、さらにその下に、交付金の詳細について検討を行うための会議体としてユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等に関するワーキンググループというものを設置し、検討を開始したところです。

基本的には1ポツ目2の電話を中心に検討しているところですが、3のブロードバン

ドのユニバーサルサービス制度に関しても、令和8年度、来年度から交付金の交付が実際に開始されることから、昨年、交付に向けた認可申請や原価の算定などの事前作業を行ったというところで、ブロードバンドのユニバーサルサービス制度の交付金についても、現状どうなっているかというところを報告させていただきました。それを踏まえて、このブロードバンドについても、一部、短期的に見直した方が良いのではないかとのご指摘をいただきましたので、電話を中心としつつも、ブロードバンドの関係についても一部取りまとめたというものが、今回の報告書の内容になっております。

一番下にスケジュールを付けさせていただいておりますけれども、昨年7月に諮問させていただき、10月以降、4回のワーキンググループを重ね、1月にユニバーサルサービス政策委員会で御検討いただいたので、本日、この政策部会において御議論いただければと思っております。

もし内容について御了承いただければ、その後、2月・3月と、意見募集の手続きを経て、3月に答申として頂戴できればと考えております。

それでは、中身の方に移りたいと思います。2ページ目、電話のユニバーサルサービス制度関係について御説明差し上げたいと思います。

一番上のオレンジの枠内の1つ目のチェックマークにあるとおり、令和7年、昨年の4月にいただいた答申において、電話のユニバーサルサービス制度に係る交付金については、令和6年度第4四半期までの算定方法が決定されておりました。したがいまして、令和7年度以降について検討を行ったというところでは、

2つ目のチェックマークですけれども、災害時用公衆電話については、令和4年の答申で補填の開始の検討について大まかな方向性をいただいております。現在の状況が、そこで示された要件を満たしているのではないかとということで、今回、検討をさせていただいたというところでは、

枠の下の(1)ですけれども、こちらが令和7年度以降の交付金の算定方法の具体的な結論になっておまして、1つ目のポツ下線部分にありますとおり、結論としては、当分の間は現行の制度を踏襲することが適当と取りまとめさせていただいております。その理由としましては、1ポツ目の前段のparaになります。現在、現行の交付金制度について検討しておりますが、今後、最終保障提供責務に係る新たな交付金制度の検討に当たって、現行の交付金制度についても一体的に見直す必要があるということと、それまでの間に現行の交付金制度について異なる算定方法を採用すると過度な事務負担が生じ

てしまうということ、また、NTT東西から2035年までにメタル回線を巻き取っていくに当たり、光やモバイルの代替サービスに移行していくという方針は示されているものの、その具体的な計画は検討中であることが挙げられます。

2 ポツ目は、その踏襲する現行制度は何ぞやというところを書いております。具体的には、第9次IP-LRICモデルのみに基づいて算定を行うということ、実際の回線種別（メタル回線）をこのLRICモデルの適用に当たって使用して算定を行うということ、また、FRTと呼ばれる小さめの収容局の台数について異常値が出てきてしまうというような事象についてはモデル外補正を行っていくということの3点を踏襲するという形で考えております。

最後のポツ目について、NTT東西のメタル回線の巻取りと代替サービスへの移行に係る費用をこの交付金の補填対象とするのか、この代替サービスについてはどのように補填していくのか、そもそも補填を行うのかということも含め、今後NTT東西から具体的な計画をいただいてから、それを踏まえて検討を行うことが必要ということで、今後の検討が必要な事項としてまとめているところです。

続きまして、3 ページ目を御覧ください。災害時用公衆電話については、1 ポツ目下線部分のとおり、今後、第一種公衆電話の維持費・撤去費に係る補填額は、台数の減少に伴って逡減傾向が続くことが見込まれることを踏まえ、令和8年度の認可申請分から補填を開始することが適当ではないか、併せて、2つ目の下線部分のとおり、過年度分、令和6年度と令和7年度の既に認可している分については、受益と負担の関係性を踏まえて、また交付金の交付事務などを過度に複雑化させることを避けるため、補填を行わないことが適当ではないかと考えております。

2 ポツ目について、災害時用公衆電話というものは、今はNTT東西が持出しで通話料を負担してサービスを提供しており、必然的に収益が上がらず赤字になるサービスなので、NTT東西において災害時用公衆電話を可能な限り効率的に提供していこうというインセンティブが働くことが考えられることから、NTT東西から実際に要した費用を原価として出していただき、それをベースに交付金の算定を行うことが適当ではないかという結論をまとめさせていただいています。後段について、ただし、第一種公衆電話と合わせた公衆電話全般に関して国民負担を抑制していくという観点から、第一種公衆電話の維持費・撤去費に関する補填額が、この第一種公衆電話の撤去を始める前の補填額、具体的には37.2億円になりますが、その金額を下回る場合に、そこまでの差額を上限と

して補填を行うことが適当ではないかという結論をまとめさせていただいております。

3 ポツ目について、NTT東西からヒアリングもさせていただいて、災害時用公衆電話の直近の災害発災時における利用実態なども踏まえてまとめさせていただいたものになりますが、今回、災害時用公衆電話について補填を開始するということになるのであれば、災害時用公衆電話をさらに有効に活用していただくことが必要かと思っておりますので、下線部分になりますけれども、具体的な利用場面、あるいは利用主体に着目した上で、より一層効果的な周知・広報のための方策を検討し、それを実施していただくことが適当ではないかと考えております。

最後、4 ポツ目について、こちらは若干テクニカルな論点にはなりますが、現在、災害時用公衆電話のアクセス回線に係る費用を接続料原価において一部算入しておりますが、こちらは、他事業者の接続料によって負担されている分は、まさに他事業者利用分に対応するものであり、今回、交付金で災害時用公衆電話のアクセス回線部分について補填することとした場合であっても、それはNTT東西の利用部門の利用分に対応するものになることから、接続料との間では、NTT東西にとっての二重回収のような形にはならないため、特段の調整は不要であると整理することが適当と考えております。

最後、(3) その他についてです。こちらは電話のユニバーサルサービスに係る交付金の交付先であるNTT東西からのヒアリングにおいて、電話の交付金制度について、抜本的な見直しを求めるような御意見も頂戴したところです。この点については、下線部分にございますとおり、現行の交付金制度の抜本的な見直しは、今後、最終保障提供責務に関して新たな交付金制度を検討していくときに一体的に見直すことが良いのではないかと、また、この交付金の算定に当たって使用しているLRICモデルについては、現在、接続政策委員会で議論されており、そういった関連する議論も踏まえて検討を行っていくことが必要なのではないかということで、こちらも今後の検討事項として取りまとめさせていただいているというところです。

続きまして、ブロードバンドの関係については、望月から説明させていただきます。

○望月基盤整備促進課課長補佐　引き続きブロードバンドのユニバーサルサービスに関する事項について説明させていただきます。資料は同じ87-1-2、4 ページ目以降を御覧いただければと思います。

ブロードバンドのユニバーサルサービス制度を創設した令和4年の電気通信事業法の改正法、こちらの附則には、その施行後3年が経過した場合における施行の状況について

て検討を加えて、その結果に基づいて所要の措置を講ずる、いわゆる「3年後検討」の規定がございます。令和4年の電気通信事業法の改正の施行は令和5年6月16日でしたから、3年後ということになりますと、令和8年6月16日になります。こうした規定がありますことから、このブロードバンドのユニバーサルサービス制度におきましては、制度の運用と並行して、令和8年6月16日に向けて、施行の状況についての検討が必要となっております。

この一環として、ワーキンググループの関口主査から、令和8年度の交付金の交付に向けて、既に令和7年度中に、第二種適格電気通信事業者の指定を受けているNTT東西とZTVの3者が交付金の原価の算定を初めて終えたということから、この3者から、この原価算定を終えての経験に基づく本制度に対する要望・提案を聞き取ろうということになり、そのヒアリングを実施いたしました。

実際にこの3者から要望・提案された内容につきましては、次のページにありますので、また後ほど御参照いただければと思いますが、この3者から提案された要望・提案につきまして、検討・検証を行っていただいた結果、取りまとめた今後の検討の方向性というものを、以下のとおり、お示ししております。

検討の方向性、最初のポツにありますとおり、そもそも、この第二種適格電気通信事業者から聞き取った要望・提案というものは、今後の、「3年後検討」に向けての示唆に富む要望・提案であって、総務省においては、今後、第二種負担金の納付義務を負う方々と、交付金を受け取る側、その他関係する方々からの要望や提案というのもきちんと聞いて、それぞれ、その全てを俎上にのせて、3年後の検討を行うことが適当という御提言を、頂いております。

その上で、第二種交付金の額に直接の影響がないものや、第二種交付金の原価算定の対象範囲には直接の影響がない4点については、必ずしも今後の3後検討を待つ必要はなく、速やかに検討を進めることが適当という御提言を頂いております。

この具体的な4点については、その下のオレンジ色の枠の中にあるとおりのNTT東西及びZTVからの要望・提案となります。1つ目は、我々、法令の規定に基づきまして、年に一度、一般支援区域及び特別支援区域を指定しております。昨年11月末に最新のものを指定しましたが、こうした指定の際に、特別支援区域として指定した法令上の理由も開示すべきというものです。2つ目は、今申し上げた支援区域の指定もそうですが、ブロードバンドのユニバーサルサービス制度、この最小の単位は、国勢調査上の町字に

基づいて支援区域を決めていたり、交付金の交付の可否を決めていたりということをしておりますので、交付金の交付を受ける適格電気通信事業者におかれましては、自社のエンドユーザーがどの町字に住んでいらっしゃるのか、どの町字に対して役務を提供していらっしゃるのか、こちらを把握していただく必要があるんですが、これが困難であるということですので、住所と町字をひもづけるようなツールを準備してほしいというものです。3つ目は、適格電気通信事業者からは、年に一度、基礎的電気通信役務収支表というものを御提出いただいております。これは何のためかという、法令の規定に基づき、前事業年度の基礎的電気通信役務の収支が黒字の場合は一般支援区域についての交付金は交付しないということが決まっておりますので、この前事業年度の収支が黒字かどうかということを確認することを主な目的として収支をお出しいただいているのですが、これが、個別に申し上げますと、御要望があったZTVは、会計年度が4月1日から3月31日ではないということで、4月1日から3月31日以外の会計年度による収支表の提出についてもぜひ認めてほしいというものです。法律に4月1日から3月31日までが黒字の場合は一般支援区域については交付金交付しないと規定されていますので、ほかの日付の収支表を頂いても、なかなか、去年赤字だったから一般支援区域について交付金を交付しようという根拠には使えないのかなと思っておりますが、仮に黒字であることが明らかで、一般支援区域についての交付金の交付はもうないということを知っていらっしゃる方に対して、ないということを証明するためだけに自らの会計年度とは異なる年度についてこの収支表を作らせるまでの理由はないのではないかとということで、検討を進めるべきだという御提言を頂いています。4つ目は、原価の計算時に基礎とした支援区域と次年度の交付金の交付時に基礎とする支援区域は整合的であるべきだという御意見です。具体的に、例えば先ほどの例で申し上げますと、昨年11月に我々、一般支援区域、特別支援区域を指定をした、指定をしたということは、一昨年11月と比べて支援区域が増えたり減ったりしているということになりますが、昨年11月に増えた支援区域について交付金の交付が始まるのは、どんなに早くても令和9年度以降ですが、昨年11月末に減った支援区域については、減ったその日から基本的には交付金の交付は停止するという規定になっておりまして、これについて、せめて、同じ日に減ったり増えたりした支援区域については、同じタイミングで交付金の交付が開始されたり、停止されたりするべきではないかと、そういう工夫をするべく検討を進めるようにという御提言を頂いております。

以上4点について、必ずしも3年後検討を待つ必要もなく、速やかに、総務省において検討を進めるべきだという御提言を頂いており、この御提言の内容を記載しているのが、二次報告書案ということになっております。

私どもからの説明は以上になります。どうぞ、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○岡田部会長 御説明ありがとうございました。

ブロードバンドも含めまして、ユニバーサルサービス制度に関する御検討を、非常に短い期間でワーキンググループを含めまして集中的に御議論いただきまして、今回このような御報告をいただいております。

ただいま御説明いただきましたが、御意見、御質問などございましたら、チャット機能にてお申し出をいただければと思います。

御説明にもありましたが、固定電話の電話サービスの移行円滑化や、モバイル固定電話等の技術基準等の検討が並行して進んでおり、それらを横にらみしながら御検討いただき、今回このような形の御報告をいただいたと理解しているところであります。現在、定足数満たしており、特に御意見はないようですので、ただいまの御説明を了承し、資料87-1-1「最終保障提供責務の導入等に伴う基礎的電気通信役務制度の在り方」二次報告書を当部会の二次答申案として、二次答申案について広く国民の皆様から御意見を募集することとしたいと思いますが、いかがでしょうか。御異議がある場合はチャット機能でお申し出をください。

御異議はないようですので、それでは、この案につきまして意見募集することとし、意見募集の期間や手続などについては、事務局に一任したいと思います。ありがとうございました。

閉 会

○岡田部会長 それでは、以上で本日の議題は終了いたしました。委員の皆様から何かございますでしょうか。

大谷主査も、よろしいでしょうか。

○大谷主査 はい。ありがとうございました。

○岡田部会長 事務局から何かございますでしょうか。

○事務局　事務局からございません。

○岡田部会長　ありがとうございます。

それでは、本日の会議をこれにて終了とさせていただきます。

なお、次回の日程につきましては、開催日が決まり次第、事務局より御連絡を差し上げます。

以上で閉会といたします。ありがとうございました。